

一般給付金給付規程の改正について



令和5年3月13日開催の理事会において、結婚祝金の給付規定が下記のとおり改正されました。つきましては、一般給付金規程(冊子)を同封いたしましたので、差し替えをお願いいたします。

(旧)	(新)
(結婚祝金) 第6条 会員が結婚したときは結婚祝金、金3万円を給付する。 2 退会した会員であっても、退職後3カ月以内に結婚した時は結婚祝金の請求ができる。	(結婚祝金) 第6条 会員が結婚したときは結婚祝金、金3万円を給付する。 <u>(削除)</u> <u>(施行期日)</u> <u>この規程は令和5年7月1日から施行する。</u>

※6月末以前の退職者については、旧規定を適用します。

訂正とお詫び

共済会だより6月号でご案内いたしました、リフレッシュプランにおきまして、誤りがございました。謹んでお詫び申し上げますと共に、つぎのとおり訂正させていただきます。

- **誤** (定員になり次第締切ます。)
- **正** (応募者多数の場合抽選となります。)



介護費用見舞金について

共済会では、ご家族の介護に関する給付事業を行っています。

介護費用見舞金 …… **一律5万円**

介護費用助成金 …… **5万円限度内で実額**

- この見舞金・助成金は、要介護対象者の年齢にかかわらず、その介護にあたる会員に給付される。
- 会員資格取得後、親族(2親等以内)が新たに要介護状態になったときに給付される。
- 介護対象者(2親等以内)：配偶者・祖父母・義祖父母・父母・義父母・兄弟姉妹・義兄弟姉妹・子・孫・養父母など



お手続き等の詳細については、共済会ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。